

## 周防大島町人事行政の運営等の状況の公表

「周防大島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、その概要をお知らせします。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 部門別職員数の状況

区分	年	23		24		25		26	
	部門	職員数	対前年 増 減	職員数	対前年 増 減	職員数	対前年 増 減	職員数	対前年 増 減
一般 行政 部門	議会	3		3		2	1	2	0
	総務	81	6	79	2	76	3	75	1
	税務	17		16	1	16	0	16	0
	民生	30	1	32	2	30	2	30	0
	衛生	33		32	1	29	3	30	1
	労働								
	農林水産	21	3	19	2	19	0	19	0
	商工	11	1	11		11		11	0
	土木	9		8	1	8	0	8	0
	小計	205	9	200	5	191	9	191	0
特別 行政 部門	教育	31	6	27	4	25	2	25	0
	消防								
	小計	31	6	27	4	25	2	25	0
	普通会計の計	236	15	227	9	216	11	216	0
公営 企業 等 計 部 門	病院	248	17	247	1	241	6	251	10
	水道	8	1	8	0	7	1	7	0
	交通	5		5		5		5	0
	下水道	11		11		11		10	1
	その他	121	2	121		119	2	118	1
	小計	393	18	392	1	383	9	391	8
	総合計	629	3	619	10	599	20	607	8

#### (2) 職員採用と競争試験の状況(平成26年4月1日採用)

12人

#### (3) 職員の退職の状況(平成25年度)

定年退職 12人      普通退職 1人

## 2 職員の給与の状況

### (1) 職員給与費の状況(平成26年度当初予算額)

	職員数 (A) 人	給与費				1人当 たりの 給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末勤勉手当 千円	計 千円	
一般会計	214	853,934	134,743	312,942	1,301,619	6,082
特別会計	51	195,651	23,256	71,138	290,045	5,687

### (2) 人件費の状況(平成25年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 平成26年3月31日現在	歳出額(A) 千円	実質収支 千円	人件費(B) 千円	人件費率 (B/A)
18,334人	14,848,094	687,904	2,067,110	0.139

### (3) 初任給の状況

区分(初級試験)	一般行政職	技能職	医療職	現業職
高校卒	140,100円	135,600円	159,000円	125,400円
大学卒	161,600円	155,700円	187,800円	141,900円

### (4) 平均給料月額・平均年齢の状況

一般行政職(平成26年4月1日)	
平均給料月額	336,895円
平均年齢	45.0歳

### (5) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分	10年以上～15年未満	15年以上～20年未満	20年以上～25年未満
一般行政職	274,408円	305,500円	335,547円

### (6) 級別職員数の状況

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	部長・総合支所長・教育次長・議会事務局長・会計管理者	11人	4%
6級	課長・保育所長	19人	8%
5級	特認主幹(班長)	48人	19%
4級	主幹	43人	17%
3級	主査	95人	38%
2級	主任	5人	2%
1級	主事・技師	31人	12%
計		252人	100%

( 7 ) 職員手当の状況 ( 平成 26 年 4 月 1 日現在 )

手当	区分	周防大島町		国	
		期末	勤勉	期末	勤勉
期末手当 勤勉手当	支給月数				
	6 月期	1.225	0.675	1.225	0.675
	12 月期	1.375	0.675	1.375	0.675
	計	2.60	1.35	2.60	1.35
退職手当	支給月数	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	21.62	27.025	21.62	27.025
	勤続 25 年	30.82	36.57	30.82	36.57
	勤続 35 年	43.7	52.44	43.7	52.44
	最高限度額	52.44	52.44	52.44	52.44
	その他 加算措置	定年前早期退職 1 年につき 2 % 加算 ( 最高 20% )		同左	
扶養手当 ( 月当たり )	配偶者	13,000 円		同左	
	扶養親族	6,500 円 / 人			
住居手当 ( 月当たり )	持ち家	0 円		同左	
	借家	家賃 23,000 以下 家賃 - 12,000 円 *家賃 23,000 円以上 ( 家賃 - 23,000 円 ) × 1/2 + 11,000 円 ( 最高 27,000 円 )		同左	
通勤手当 ( 月当たり )	交通機関 ( 支給限度額 )	55,000 円		同左	
	交通用具	距離制 1,600 円 ~ 27,600 円		距離区分が異なる 2,000 円 ~ 24,500 円	

( 8 ) 特殊勤務手当・時間外勤務手当の状況 ( 平成 25 年度決算額 )

手当名称	区 分	状 況
時間外勤務手当	支給総額	56,180,148 円
	職員 1 人当たりの支給年額	240,086 円
特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合	7.2%
	支給対象職員 1 人当たりの平均支給年額	24,105 円
	手当の種類	4
	主な手当の名称	社会福祉業務手当等

( 9 ) 特別職の報酬等の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		給料月額等	期末手当
給 料	町長	782,000 円	6 月期 1.4 月分 12 月期 1.55 月分 計 2.95 月分
	副町長	642,000 円	
	教育長	590,000 円	
	公営企業管理者	590,000 円	
報 酬	議長	282,000 円	職制上の加算措置あり
	副議長	226,000 円	
	議員	206,000 円	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

( 1 ) 勤務時間について (標準的なもの・平成 26 年 4 月 1 日)

1 週間の勤務時間	勤務時間	休憩時間
38 時間 45 分	8:30 ~ 17:15	12:00 ~ 13:00

( 2 ) 休暇制度について

年次有給休暇

一年ごとに 20 日付与され、残日数は翌年に繰り越すことができます。

平成 25 年 平均使用日数	10.4 日
----------------	--------

特別休暇

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産など条例や規則で定める事由に該当する場合には、特別休暇等を付与しています。

介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合は、6 月の範囲内で取得することが可能です。平成 25 年の介護休暇の取得はありません。

育児休業等

職員が 3 歳に満たない子を養育するため、当該子が 3 歳に達する日まで、育児のために休業等を行うことが認められる制度です。

平成 25 年度育児休業及び部分休業の取得状況は次のとおりです。

	育児休業取得者	部分休業取得者
男性職員		
女性職員	1	
	1	
計	1	
	1	

上段は平成 25 年度に新たに育児休業 (部分休業) を取得した者、下段は育児休業 (部分

休業)の期間が平成24年度以前から25年度にかけて引き続いている者の数です。

#### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 分限処分者数(平成25年度)

	降任 (人)	免職 (人)	休職 (人)	降給 (人)	計 (人)
勤務成績がよくない場合					
心身の故障の場合			1		1
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少によりは廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定める事由の場合					
計			1		1

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を十分に果たし得ない場合に公務能率を高めるため、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

##### (2) 懲戒処分者数(平成25年度)

	戒告 (人)	減給 (人)	停職 (人)	免職 (人)	計 (人)
法令に違反した場合					
職務上の義務違反・職務を怠った場合					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行					
監督責任					
計					

懲戒処分とは、勤務関係の秩序を維持するため、職員の服務義務違反に対して科する制裁処分です。

#### 5 職員のサービスの状況

##### (1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(同法第32条)、信用失墜行為の禁止(同法第33条)、秘密を守る義務(同法第34条)、職務に専念する義務(同法第35条)、政治的行為の制限(同法第36条)、争議行為等の禁止(同法第37条)、営利企業等の従事制限(同法第38条)など、職務上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません（地方公務員法第35条）。ただし、「周防大島町職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

平成25年度における承認件数は、厚生事業に参加する場合（健康診断）が288件となっています。

(3) 営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事等してはならないとされています（地方公務員法第38条）。任命権者の許可の基準は、「周防大島町営利企業等の従事に関する許可の基準を定める規則」に定められています。

平成25年度における許可件数はありません。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修実施状況（25年度）

研修区分	研修数	受講者数	内容
一般研修	8	45	山口県ひとづくり財団
特別研修	13	20	山口県ひとづくり財団
派遣研修	4	4	全国市町村国際文化研究所
主催研修 人権教育研修	1	45	
計	26	114	

7 職員の福祉の状況

(1) 健康管理事業（平成25年度）

内容	受診者等
定期健康診断	116
人間ドック	172
安全衛生委員会	0

(2) 公務災害補償（平成25年度）

件数	災害の概要
4件（うち通勤災害1件）	左手掌裂創、捻挫創（3週間の加療） 右肋軟骨骨折疑い（3週間の加療） 左指猫咬傷（4日間の加療） 低体温症、腰部打撲（3日程度の加療）

## 8 公平委員会の報告事項

公平委員会とは、中立的・専門的な人事機関として、町長等の任命権者の人事権の行使をチェックする機能をもった機関で、主に、職員の給与、勤務時間等の勤務条件に関する措置の要求に対する審査や、職員への不利益な処分についての不服申立てに対する裁決を行うこととなっています。

### (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置の要求はありません。

### (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

不利益処分に関する不服申立てはありません。